

「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人山梨県建設技術センター（以下「センター」という。）が、次条に掲げる目的のため、第3条に規定する研究又は活動に助成金を交付する「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業（以下「本事業」という。）」の実施について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、社会資本の整備や維持管理に関する研究又は将来の担い手の育成に資する活動に対して助成を行い、もって山梨県における良質な社会資本整備の推進に寄与することを目的とする。

(対象となる研究又は活動)

第3条 本事業が支援する研究又は活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 今後の社会資本整備のあり方に関する研究
- (2) 良質な社会資本の整備や維持管理に係る新技術や新工法に関する研究
- (3) 自然災害の防災・減災に関する研究
- (4) i-Constructionに関する研究
- (5) 将来の社会資本整備を担う人材の育成に関する活動
- (6) その他センター理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めるもの

(助成対象者)

第4条 本事業の助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、原則として、山梨県内にある教育機関（大学又は高等学校等）、NPO法人及び営利を目的としない団体とする。ただし、前条第1項第5号の規定に関する助成対象者は、山梨県内にある教育機関（大学又は高等学校等）に限るものとする。

(助成金の条件)

第5条 センターは、1件の研究又は活動について年間100万円以内の助成金を交付することができる。

- 2 センター以外の他の助成金等に申請している「研究」又は「活動」については、他の助成金等の助成対象額を超える自己負担額に相当する費用に限り、助成金を交付することができる。
- 3 助成金の使途は、研究又は活動に直接に必要な費用として「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業費一覧表」（別表）に示すものを原則とする。

(交付の申請及び交付の決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業助成金交付申請書」（様式1）及び添付書類（様式1-1、様式1-2-1、様式1-2-2〈他の助成金等有りの場合〉）を、センターが定める時期までに、センターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の申請があったときは、書面の審査等を行うほか、別に定める「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業審査委員会」の審議を経て、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をする。

3 申請者1人（共同研究の場合は、共同者含む）あたりの申請件数は、1件までとする。また、複数年度継続する研究又は毎年度実施する活動として申請し、交付の決定を受けた場合であっても、翌年度以降その都度申請書を提出し、前項による交付の決定の手続きを受けるものとする。

4 センターは、助成金の適正な執行を図るため、必要な条件を付することができる。

5 センターは、第2項に基づき、交付の決定をしたときは「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究助成・活動事業交付決定通知書」（様式2）により、不交付の決定をしたときは、「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究助成・活動事業不交付決定通知書」（様式2-1）により、申請者に通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究助成・活動事業助成金交付請求書」（様式3）をセンターに提出して、助成金の交付を請求することができる。

2 センターは、前項の請求に対して、交付の決定をした金額の範囲内で助成金を交付する。

(変更)

第8条 助成事業者は、交付の決定の通知を受けた後、交付決定に変更（中止を含む。）が生じたときは、速やかに「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業変更報告書」（様式4）をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、前項の報告内容が軽微な変更である場合を除き、助成事業者に「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業変更交付申請書」（様式4-1）及び添付書類（様式4-2、様式4-3、変更説明資料）を提出させるものとする。

3 センターは、前項の申請内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとする。この場合において、助成金の額の変更を必要とするときは、併せてその決定をするものとする。

4 センターは、前項の承認及び決定を「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する

研究・活動助成事業変更交付決定通知書」(様式5)により、助成事業者に通知する。

(事業報告)

第9条 助成事業者は、交付の決定を受けた年度の研究又は活動が完了したときは、当該年度内に、「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業完了報告書」(様式6)及び添付書類(実績報告書、様式6-1、様式6-2)をセンターに提出しなければならない。

2 研究に関する助成事業者にあつては、交付の決定を受けた年度の上半期経過後、速やかに「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業中間報告書」(様式6-3)及び添付書類(様式6-4)についてもセンターに提出するものとする。

(助成金の額の確定等)

第10条 センターは、前条の報告を受けたときは、その実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定する。

2 センターは、前項の規定により確定した金額を超える助成金が既に交付されているときは、その金額の返還を助成事業者に請求するものとする。

3 センターは、第1項及び第2項に係る金額を「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業精算通知書」(様式7)により、助成事業者に通知する。

(助成金の取消し)

第11条 センターは、次の各号に該当する事項が生じていると認めた場合には、既に決定した交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成事業者が助成金を他の用途へ使用したとき

(2) 助成事業者が交付の決定内容を無断で変更又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 助成事業者が研究又は活動を実施しなかったとき

(4) 自己負担額に相当する額を除き、他の助成金等と重複して申請したとき

2 前項に該当する場合には、既に助成金の交付がなされているときは、助成事業者は取り消された助成金に相当する金額をセンターに返還しなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定による取消しがあった場合について準用する。

(公開)

第12条 センターは、本事業の公益性や透明性を確保するために、助成事業者が実施した研究又は活動の概要をセンターのホームページで公開するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

【別表】「山梨県建設技術センター社会資本整備に関する研究・活動助成事業費一覧表」

費 目	内 容
賃 金	研究・活動を実施する上で必要となる補助作業員（助成事業者は除く。）に対する賃金。
旅 費	研究・活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費。ただし、海外渡航費用および情報収集や成果発表を目的とした学会出席などに係る費用は除く。
需用費	研究・活動を実施する上で必要となる物品購入費、調査マニュアルや研究成果等の印刷費および文献・資料等の複写費。ただし、物品購入費は1点10万円未満の物品であり、同一の物品を複数購入する場合でも総額10万円未満とする。※物品の例：事務用文具、図書・文献・データ、分析・測定用の試薬・試料、市販のプログラムソフト、研究用車両の燃料等。
役務費	研究・活動を実施する上で必要となる通信費、資料等の運搬費および調査・試験・検査等の手数料等。
賃借料	研究・活動を実施する上で必要となる機材、車両、会場等の使用料。
諸謝金	研究・活動を実施する上で必要となる第三者からの助言、協力に対する謝礼。
管理費	要綱第4条で定める教育機関の会計部門等において、助成金の管理を行う際の事務処理費。ただし、管理費は※直接経費の合計金額の10%を上限として計上できる。 ※直接経費（賃金、旅費、需用費、役務費、賃借料、諸謝金）

※ 費目間流用：流用元の費目から3割以上の予算の流用が発生する場合（ただし、流用の金額が研究・活動に係る予算総額の1割を超えない場合を除く）は、事前に協議が必要となります。

※ 費目の内訳を記載する際の留意点：一式計上などとせずに具体的に記入してください。

※ 支出は当該研究・活動年度の3月31日までとします。

附 則

- 1 この別表は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 この別表は、令和2年12月1日から施行する。